

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定するうなぎ稚魚漁業（うなぎ稚魚漁業（たも抄い））につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）10 月 6 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	玉名郡長洲町長洲嘉永橋上流端から本町橋下流端までの浦川	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 100 日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1 人	別記のとおり
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	玉名郡長洲町姫ヶ浦長洲町健康福祉センター西の堤防角から真西に引いた線より上流、同町清源寺新浦川橋下流端までの浦川、菜切川橋下流端までの菜切川及び宮崎橋下流端までの宮崎川	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 100 日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1 人	別記のとおり

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚 漁業（たも 抄い）	玉名市滑石新清松橋より 330m上流の樋門から下流の境川	12 月 1 日から翌 年 4 月 30 日ま での 100 日以内 （許可後は、許可 証に記載された 漁業時期）	船舶の総ト ン数及び推 進機関の馬 力数：定め なし	1 人	別記のとおり
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚 漁業（たも 抄い）	次の①から③までの区域 ① 宇城市松橋町八枚戸川河口から八枚戸樋門までの八枚戸川 ② 宇城市松橋町松崎橋下流端から上流大野川防潮堰までの大野川 ③ 大野川合流点宝ヶ島橋下流端から上流江口堰までの浅川	12 月 1 日から翌 年 4 月 30 日ま での 100 日以内 （許可後は、許可 証に記載された 漁業時期）	船舶の総ト ン数及び推 進機関の馬 力数：定め なし	1 人	別記のとおり
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚 漁業（たも 抄い）	球磨川堰及び新前川堰から下流の内共第 6 号共同漁業権漁場内	12 月 1 日から翌 年 4 月 30 日ま での 100 日以内 （許可後は、許可 証に記載された 漁業時期）	船舶の総ト ン数及び推 進機関の馬 力数：定め なし	1 人	別記のとおり
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚 漁業（たも 抄い）	球磨川堰及び新前川堰から下流の内共第 6 号共同漁業権漁場内	12 月 1 日から翌 年 4 月 30 日ま での 100 日以内 （許可後は、許可 証に記載された 漁業時期）	船舶の総ト ン数及び推 進機関の馬 力数：定め なし	3 隻	別記のとおり

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	次の①及び②の区域 ① 玉名郡長洲町長洲平成水門から長洲港北側防波堤南端と-7.5メートル岸壁西端を結んだ線までの区域 ② 玉名郡長洲町健康福祉センター西の堤防角から真西に引いた線より上流、同町高浜鹿兒島本線鉄橋下流端までの菜切川及び同町宮野鹿兒島本線鉄橋下流端までの宮崎川	12月1日から翌年4月30日までの100日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1人	別記のとおり
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	次の①及び②の区域 ① 玉名郡長洲町腹赤新行末橋上流端から下流の行末川 ② 玉名市滑石塩浜樋門から下流の境川	12月1日から翌年4月30日までの100日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1人	別記のとおり
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	玉名市横島町横島大豊樋門と同市天水町小天小白樋門を結んだ線より上流、同市天水町小天戸方樋門までの呑崎川及び同市横島町横島石塘橋下流端並びに同市天水町部田見新石塘樋門までの唐人川	12月1日から翌年4月30日までの100日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1人	別記のとおり
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	熊本市西区沖新町新地旧海岸堤防北西端（白川河口の左角）から真方位61度15分の線が熊本市西区白川右岸堤防と交わる線から上流の熊本市南区今町井樋山堰下流端までの白川	12月1日から翌年4月30日までの100日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1人	別記のとおり

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚 漁業（たも 抄い）	次の①から④までの区域 ① 宇土市笹原町と同市網津町との海岸線における境界から熊本市南区海路口町と同区川口町との海岸線における境界を見通した線から熊本市南区富合町上杉杉島堰までの緑川 ② 熊本市南区城南町島田島田堰から下流の浜戸川（潤川及び船場川を含む） ③ 熊本市南区護藤町六双橋上流端から下流の天明新川 ④ 熊本市南区元三町野田堰から下流の加勢川	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 100 日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1 人	別記のとおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年（2025 年）10 月 14 日から令和 7 年（2025 年）10 月 31 日まで

3 備考

（1）この公示に係る許可の有効期間は、漁業時期と同じ期間とする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 指定集荷人及び漁業従事者は、許可証に記載された者でなければならない。

ウ 漁業従事者を漁業に従事させるときは、漁業従事者証を携帯させるほか、所定の帽子を着用させなければならない。

エ 採捕したうなぎの稚魚は、事業計画書に記載のとおり取り扱わなければならない。

オ 漁業従事者が採捕したうなぎの稚魚以外の水産動物は、速やかに放流させなければならない。

カ 許可取得者は、許可の有効期間終了後、又は許可が取り消された場合は、遅滞無く許可証を返納しなければならない。

キ 国内すべての養殖場のにほんうなぎの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるうなぎの稚魚の採捕停止指示には従わなければならない。

（3）この公示に係る共同漁業権は令和 6 年（2024 年）1 月 1 日に免許されたものとする。

別記

【漁業を営む者の資格】

次に掲げる者であって、漁業に関する法令、これに基づいてなされた処分及び熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の内容を遵守する者。ただし、うなぎの稚魚の採捕、管理及び養殖（業種別漁協にあっては、組合員への養殖用種苗の供給）が適正に行われると認められる者。

- (1) 玉名市滑石又は八代市鏡町に養殖場並びに住所又は事務所を有するうなぎ養殖業を営む個人又は法人であって、次に掲げるいずれにも該当する者
 - ア 内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）第 26 条第 2 項の規定により定められた国内で一度も飼育されていないにほんうなぎの池入量が 0.0 キログラムよりも大きいうなぎ養殖業の許可を受けた者
 - イ 養殖用種苗を採捕しようとする者
- (2) 熊本市西区田崎町に住所を有する業種別漁協であって、組合員の養殖用種苗を供給するために、うなぎの稚魚を採捕しようとする者
- (3) 県内の市町村に住所を有する個人であって、養殖業者又は業種別組合と供給契約を締結した者